煙火打揚危害予防計画書

危害予防計画内容

1 保安距離

煙火打揚地点より

 第3種保安物件
 m以上

 第4種保安物件
 m以上

煙火仕掛地点より

 第3種保安物件
 m以上

 第4種保安物件
 m以上

警戒線地点より

煙火打揚地点 m以上 煙火仕掛地点 m以上

2 強風の場合は煙火の消費を中止する。(消防署の指示による。)

風速m以上

3 煙火の消費場所付近には消火器を設置する。

- 4 煙火打揚従事者は酒気を帯びて作業をさせない。
- 5 煙火用の火薬類集積場所は、打揚地点仕掛地点から20m以上の保安間隔をとる。
- 6 煙火および打揚火薬は、蓋またはおおいのできる容器に収納し、取出しのつど完全に蓋又はお おいをし、かつその容器に火気を近づけない。
- 7 打揚筒を2箇以上使用するときは、打揚筒相互の間に相当の距離をとる。
- 8 打揚筒は風向を考慮して上方に向けて確実に固定し、かつ消費中はしばしば掃除する。
- 9 消費準備の終了した仕掛煙火から20m以内の場所においては、打揚煙火を消費しない。
- 10 打揚煙火は、20m以上の高さで開くことにする。
- 11 煙火の消費前に必ず煙火の吸湿その他異常の有無を検査し異常のある煙火は消費を中止する。
- 12 煙火の消費をする危険区域内には関係人のほか立入を禁止する。
- 13 煙火を打揚筒に入れるときは、紐等を用いて静かに降下する。
- 14 煙火が爆発または燃焼しているときは、消費場所の付近で打揚火薬の計量をしない。
- 15 打揚火薬に点火して打揚火薬が爆発または燃焼しないときは、打揚筒に多量の水を注入し10 分以上経過した後、静かに打揚筒を倒し、煙火を取り出すこと。
- 16 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 17 煙火の消費で電気点火を行う場合は、導通または抵抗を試験し、この場合試験器は 0.01 アンペアをこえないものを使用する。
- 18 落雷の危険があるときは、電気点火の作業を中止する。
- 19 煙火消費場所に漏えい電流がある場合には電気点火はしない。
- 20 火薬類取締法施行規則第56条の4の規定を準用し遵守します。
- 21 煙火打揚ならびに仕掛付近の警備員配置は別添図のとおり。

なお、警備員数総数名

- 22 警備標識は懐中電灯、赤色旗及びその他の方法とする。
- 23 警備のため、警察署と打合す予定日。

年 月 日

打合せ担当者名